

一二二 ギリシャの民事訴訟

一 はじめに

一 法学教育

二 法曹

三 裁判制度の構成

二 民事事件に関するギリシャの通常訴訟手続の主な特徴

一 はじめに

ギリシャの民事訴訟について述べる前に、まずギリシャにおける法学教育、法曹、裁判制度を概観しておこう。

一 法学教育

新しいギリシャ国の創設後すぐ、一八三七年にアテネ大学法学部は設置された。それは、古代の修辭学派の全盛期にお

コストス・ベイス

ける哲学上の成果、また高名なビザンチン法学校の遺産の上に成立するものである。今日、ギリシャには一〇〇〇万人の人口に三つの法学部がある。

法学部への入学は、平均して五人の中一人が合格する入学試験の後に許可される。

毎年約二〇〇〇人の新しい法学生が採用され、そして平均、年に一〇〇〇人の学生が法学部を卒業する。

履修計画は、八学期を予定している。各学期の終了時に、学生は三つの学期必修科目と二つの学期選択科目について筆記試験を受ける。この試験は大変難しく、出席者のわずか一〇%から三〇%程度しか合格しない。試験は年に三回行われ、そしてまだ合格していないすべての者に、希望する時に、希望する回数参加することが許されている。その結果、我々は

きわめて多数の聴講生を有することになっている。

卒業試験後の教育の継続は、ほとんどが外国において、とくにドイツ、フランス、およびイギリスにおいて行われる。それゆえ、わが国の博士号の約七〇％は外国で取得されたものである。

法学部卒業後は、弁護士会に修習生として登録することができる。

残念ながらほとんど計画的に準備されていない一八カ月の修習期間の終了後、志願者のほとんどすべてが合格する弁護士になるための試験を済ませる。したがって、ギリシャの法曹のほとんどすべては、まず一度弁護士会に修習生として、また弁護士として登録する。その結果これらのすべての者が活動に従事するのではなく、あるいは一部の者のみが活動しうることになるのであり、それはその数があまりに多いことが原因である。それゆえに我々は、若い法曹の失業および部分的な活動従事という大きな問題を有している。しかしそれにもかかわらず、法学部への志望者の殺到は依然として減少しないままである。

公証人、裁判官、または検察官となるには、さらに試験を受けなければならないのであり、非常に多くの弁護士がこの試験を受験している。

終身の裁判官または副検察官には、二年間の試補勤務の後に任命される。

二 法曹

法学教育を絶対的に要件とする法曹として、わが国では、裁判官、検察官、弁護士、公証人、および土地登記士が認められている。

しかし法学教育を済ませる必要のない裁判所執行官および裁判所書記官もまた法曹とみなされる。

統計によれば、一九八八年には、五万五二七三人、すなわち全人口の〇・五五％の法学教育終了者が存在した。それらのうち、一裁判官は、三〇一九人、すなわち国の全法律家の五・五％であり、一検察官は、四四六人、一弁護士は約二万二〇〇〇人、すなわち全法律家の四〇％。一そして公証人は、約二八〇〇人である。

三 裁判制度の構成

ギリシャの憲法は、三つの通常裁判制度、つまり、民事裁判所、刑事裁判所、および行政裁判所を認めている。裁判所としては同様に、会計検査院と軍事裁判所が認められている。民事および刑事の裁判所は、同一の裁判官によって占められている。

一定の法律問題に関する、そして詳述すれば法律の解釈ま

たは違憲性に関する三つの裁判制度の上告裁判所の判例の抵触は、申立てにより最高特別裁判所によって解決される。この裁判所は、そのつど、通常最高裁判所(Арестный)、国家評議会、および会計検査院の構成員、ならびに法学部の二名の教授によって構成される。

社会裁判所制度は、行政裁判所に属する。

現存の特別行政裁判所は、その法廷および判決の公開原則ならびに判決の周到な理由具備性といった要件の下に憲法上認められている。とりわけ重要なのは、(第一審および第二審の)商標裁判所である。その第一審は、裁判長として上級の行政裁判所裁判官、商務省の工業所有権局長、および産業人で構成される。第二審の商標裁判所は、裁判長として国庫の法律顧問、商法の大学教授、上級の行政裁判所裁判官、民事に関する控訴裁判所裁判官、および産業人で構成される。

これらの商標裁判所は、新しい商標の登録を求める申立てについて判断を下す権限を有している。

特許裁判所は存在しない。特許の付与は、申請に基づいてなされ、それについては国家による管理または保障はなく、第三者の権利侵害に関しては申請人の個人の責任とされる。そこから生じる法的紛争は、民事裁判所の裁判権に服する。

二 民事事件に関するギリシャの通常訴訟手続の主な特徴

一 ギリシャの民事訴訟法典(以下、ギ民訴と略す)の出発点は、憲法に基づく法的審問および裁判保障についての公法上の請求権である。それによって自己の私法上の権利関係または法的利益が侵害されると主張する者は、誰でも自由に民事裁判所を利用することができる(ギリシャ憲法(以下、ギ憲と記す)二〇条一項およびギ憲二八条一項との関連でヨーロッパ人権条約以下、欧人権条約と記す)六条一項)。それによって、法治国家原則は、保障された実体的権利または法的利益のあらゆる危険もしくは侵害が、当事者の主導により、その違法性について裁判所の事後審査に服することによって保障される。

二 そこには、しかし人は、解釈上その他のすでに久しく以前から行われている原則、つまり処分権主義原則の憲法上の保障を見いだすことができる。すなわち、民事裁判所は、当事者の申立てにもとづいてのみ、そして当事者の申立ての枠内でのみ判決を下す(ギ民訴一〇六条)。そうでない場合には、上告理由となる(ギ民訴五五九条九号)。

主たる訴訟対象に関する処分権主義の本当の例外は、非訟

裁判制度の領域にのみ存在する。

実体法上の主たる訴訟対象とは関係なく、民事訴訟には処分権主義の二つの重要な例外がある。すなわち民事裁判所は、職権によって、(1)訴訟要件、および (2)先決性の問題、を調査する。

三 処分権主義の論理的な延長として弁論主義がある。すなわち、民事裁判所は、相手方が争わない場合には(ギ民訴二六一条)、当事者によって提出され(ギ民訴一〇六条)、そしてすでに証明された(ギ民訴一〇六条)事実のみを基礎にして判決を下す。そうでない場合には、ここでもまた上告理由となる(ギ民訴五五九条八、一〇および一一号)。

弁論主義は、しかし、裁判所が証拠調べを当事者の証拠申立てを待たずに、また職権によってなしうるということによつてある程度緩和されている(ギ民訴一〇七条)。

証明は職権によつても命令されるにもかかわらず、他方、証拠調べ手続の実施は、もっぱら当事者の主導に依存する(ギ民訴一〇八条参照)。

四 主張責任の問題は、いずれの当事者も必要な事実を提出しない場合に重要である。

主張責任は、積極的な確認の訴えの場合、原告・被告間において以下のように分配される。

—原告は、もちろんすでに訴え提起の際、その訴状において権利根拠事実を明確に表示しなければならない(ギ民訴二六一条一項a)。

—被告は、原告の事実に関する主張を否認し(ギ民訴二六一一条)ならびに権利障害事実または権利滅却事実を抗弁として(ギ民訴二六二条)主張しなければならない。

五 新しいギリシャの民事訴訟法典は、公正な訴訟遂行の原則を導入した。当事者、当事者の法定代理人、および当事者の訴訟代理人は、公序良俗ならびに信義則のルールを守る義務を負っている。彼らは、明らかに手続の遅延に向けられた行為を中止しなければならず、事件に関係のある事実を良心に従い完全かつ真実に則して陳述し、かつ二義的な、または不明瞭な表現方法を避けなければならない(ギ民訴一一六条)。

この原則に違反する当事者の行為は、作因的行為(*causal handling*)として不適法であり、作用的行為(*Bewirkungshandlung*)として取り消すことができる。これに関する一つの例は、相手方の発言を内容とし、その人の知らないうちに収録された録音テープを援用することである。

さらにこの原則によれば、当事者の矛盾した事実主張も許されない。たしかに、訴えの基礎となる事実を争うことは被

告に認められており、同時に、しかし補助的にのみ、実体法上の抗弁を主張すること、たとえば「私は原告に借金はない。もしそれが証明された場合には、私はそれをすでに弁済した」と主張することが認められる。実体法上の抗弁は、しかしながら、以下の例の場合、すなわち「請求原因事実を示す契約は、虚偽表示と公序良俗違反によって無効である」という場合のように相互に矛盾してはならない。そのような場合、公序良俗違反という二番目の抗弁は不適法である。

公正な訴訟遂行という原則の特別な影響は、当事者平等の原則である。すなわち、両当事者は同等の権利義務を負い、かつ裁判所の前において平等である（ギ民訴一〇条一項）。この原則に基づき、判例は、外国にいる外国人への送達の効果を否定した。それは送達文書が、被送達人の知っている言語への翻訳が添付されることなく法廷地の言語で作成されていたからである。反対の見解では、一方の当事者は自己の母国語で訴訟をするが、しかし、その相手方は彼に送達される訴訟書類の内容を理解しうる立場にない、という結果になろう。

六 公正な訴訟遂行という原則の続きとして、ギリシャの民事訴訟には集中の原則がある。つまり、両当事者の攻撃防御方法が最初の口頭弁論期日の終結時までに主張されるならば、それらは許容される。ただし、訴訟手続が遅延するおそ

れのない場合、たとえば時機に遅れた抗弁を理由付ける事実が、文書または相手方の自由によって証明される場合を除く（ギ民訴一六九条）。

七 ギリシャの民事訴訟の主な特徴を、たんに法律上規定された訴訟上の原則だけに見出そうとすると、それは誤りを導くことになろう。

訴訟手続形態を特徴付ける輝くばかりの原則だけがあるのではない。その日常的な適用の陰から特徴付けられる。このような観点からは、耐えがたい長期の訴訟期間、すなわち既判力のある判決に至るまで平均して約八年から一〇年もかかるということも、また同様にギリシャの民事訴訟の主たる特徴である。

新たに任命された司法大臣は、いずれも民事訴訟の期間を著しく短縮する法案を準備するための新たな編纂委員会を設置している。民事訴訟の量は、しかしながら、すべての法律の改正がすぐに時代遅れになるほどに急速に増加している。

最初、人は、その問題を特別の手続形態、たとえば交通事故から生じる法律上の争いについて、特別の手続を導入することによって克服しようとした。それによって、また通常民事訴訟手続の構造に著しい変化ももたらされたのである。

現在、訴訟手続の過程は、たとえば合議による第一審裁判

所および控訴裁判所のような合議制裁判所において手続が行われるか、または、たとえば平和裁判所 (Friedensgericht) および単独判事による第一審裁判所のような単独制裁判所において手続が行われるかで異なっている。

八 訴えの提起は、すべての裁判所で、原則として同様に行われる。訴えの提起は、その訴えが向けられている裁判所の書記課への訴状の提出と、それに絡めくくりをつける被告への謄本の送達を含む (ギ民訴二五条)。

九 右に述べられた訴え提起の方法は、準備手続の書面主義原則の効果である。つまり、司法上の保障を求める主たる申立てまたは付随的申立ては、その申立てが書面によって準備されない場合には、職権によって不適法なものとして却下されなければならない。ただし、法律が明文で何か異なるものを命じている場合にはこの限りでない (ギ民訴一一一条)。この書面による準備手続という原則は、司法上の保障を求めるあらゆる申立てが訴状のなかに記載され、裁判所の書記課に提出され、そして相手方に原則として、少なくとも口頭弁論期日の三〇日前に送達されることを要求する。

一〇 第一審の平和裁判所では、当事者は弁論の三日前 (休日を含まない) に裁判所の書記課に自己の書面を提出することができ、そして単独判事による第一審裁判所では、当事者は

弁論の三日前 (休日を含まない) に裁判所の書記課に自己の書面を提出することを義務づけられている (ギ民訴二三八条)。これらの書面は、当該当事者の申立て、たとえば反訴またはその他の付随的な訴え、ならびに当事者のあらゆる法律上および事実上の主張を内容とする。同時に当事者は、証拠方法を内容とする文書、または手続の従来経過に関する自己の書面も提出しなければならない (ギ民訴二三七条一項)。法廷における口頭弁論に際し、裁判官は当事者ないし当事者により代理権を付与された弁護士から必要な情報および説明を入手し、そしてそれらの証人を尋問する (ギ民訴二七〇条三項) 権限を有しているので、弁論と証拠調手続は一回の期日で処理されることができ (ギ民訴二七〇条四項)。

一一 合議制裁判所においては、それが第一審の裁判所として活動するか第二審の裁判所として活動するかに関わりなく、基本的に手続について口頭主義は行われ (ギ民訴一一五条二項、二四二条)。開廷に際して、期日の延期が申し立てられない場合には、当事者は自己の提出した書面を援用することだけができる。その後には裁判所の指令 (Akt) が出され、訴えの適法性および有理性について特に判断を示すことなく立証が命じられる。

合議制裁判所では、証明、とくに証人による証明は右の裁

判所の指令にもとづいて実施される。この指令は、証明主題、主観的な証明責任を負う当事者、証言を行わなければならない裁判所、証拠調べの時期、および各当事者が尋問しうる証人の数を内容としなければならない（ギ民訴三四一、三九六条。法律は、裁判所に原則として五人までの証人を決定することを認めている。例外的な場合、とくに共同訴訟の場合には、この数を増やすことができる（ギ民訴三九六条）。

合議制裁判所の事物管轄に属する事件では、証人尋問は、法律の条文に従えば、裁判所自体において行われ、例外的な場合にのみ、たとえばある期日における証人尋問を完了することができなかった場合（実際に実務では通例となっていることだが、尋問は受命裁判官の面前で、また法廷外では受託裁判官の面前で、そして外国においてはギリシャの領事の面前で行われる（ギ民訴四〇六条一項）。

利害関係を有する当事者の申立てによって、受命裁判官ないし受託裁判官または領事は、証人尋問期日を定め、同時に尋問の場所と時刻ならびに次回期日において尋問すべき証人の数を決める。この期日の時間の経過後、権限を有する受命裁判官または受託裁判官もしくは領事によって、証人調べ実施のための全期間のうちで、新期日が定められる（ギ民訴四〇六条一項）。

以上述べた合議制第一審裁判所における手続進行に関する基本的過程は、またその他のすべての合議体裁判所にもあてはまる。

これに対して破棄裁判所合同部および最高裁判所（Areopagos）の大法廷での弁論は口頭によるのであり、そこでは書面の提出は原則として義務ではない（ギ民訴五七〇条一項）。

一二 平和裁判所^②および単独判事による第一審裁判所^③では、裁判所で証拠調べが行われる限り、証拠手続に直接主義が行われる（ギ民訴二七〇条三四項）。証人は、事件に関する口頭弁論と同一の期日に尋問される。裁判官は、少なくとも各当事者について一人の証人を尋問する義務を負う。証人をあらかじめ公表することは、必要ではない（ギ民訴二七〇条三項）。

一三 憲法上、すべて裁判所の審理は公開である。当事者公開の原則（ギ民訴一二条参照）を別にして、しかし、第三者の弁論への関与は、公序良俗の危険がある場合、または当事者の私的生活もしくは家庭生活の保護に関して特別の理由がある場合には、裁判所の決定によって排除される（ギ憲九三条二項およびギ民訴一一三、一一四条）。

一四 証明の対象は、事実のみである（ギ民訴三三五条）。したがって、すべての価値判断および法的な結論は排除される。これに対して、外国の法規範または慣習法ならびに取引慣

行のルールの解明は証明の対象となる（ギ民訴三三七条）。

ギリシャの民事訴訟は弁論主義によって支配されているので、原則として以下の事実には証明の必要がない。すなわち、

(1) 自白された事実（ギ民訴三五二条一項参照）、

(2) 争いのない事実（ギ民訴二六一条参照）、とくに最初の口頭弁論で当事者が欠席した場合（ギ民訴二七一、二七二条）、

(3) 公知の事実もしくは裁判所に顕著な事実（ギ民訴三三六条一項および二項）、または

(4) 他の事実の証明に際して当該事実も法律上もしくは裁判上証明したと推定される事実（ギ民訴三三六条三項および三三八条二項、である）。

証明上重要なものは、訴訟手続の結果に著しく影響を及ぼす事実のみである（ギ民訴三三五条）。すなわち、事実が適用すべき法規の要件を構成する法律上の概念に該当する場合、または間接証拠を支持し、もしくは自由心証の枠内で役立つ事実である。

一五 裁判所は、検証の申立てまたは鑑定の申立てを、このような証拠方法が係属中の手続においてまったく価値がないと確信した場合に却下することができる（ギ民訴三五五条、三六八条一項）。

なお、裁判所は、証拠調べの申立てを、それが不適法な証

拠方法に関わる限り却下する職務上の義務を負う。しかしその際、平和裁判所および単独判事による第一審裁判所においては、自由な証明が有効であるということに留意しなければならない。このことは、これらの裁判所ではその判決は証拠法の規定に合わない証拠方法に依拠することができることを意味している。この場合には、つまり不適法な証拠方法は何ら問題とならない。

しかし以上と異なるのは、合議制の第一審裁判所および控訴裁判所ならびに上告の後に事件を自判する最高裁判所合同部における事件である。これらの裁判所では、厳格な訴訟上の証明が妥当し、その結果、多くの証拠方法が不適法なものとされる。例を挙げれば、

(1) その対象額が一二万ドラクマ（「約八万円」）を超える契約の締結に関する人証。または人証が書証内容の否定のため、もしくは付帯的取り決めに証明するために申し立てられた場合（ギ民訴三九三条）。次の場合については例外が存在する。すなわち、証明を必要とする契約の締結を信用させる証拠力ある文書が存在する場合、文書による証明が客観的または主観的な理由から不可能な場合、提出された文書が偶然失くなつてしまった場合、ならびに法律行為の性質上、もしくは特段の事情によって、すなわちそれが成立した事情のもとで、と

くに商取引に関する場合、人証の許容が正当であると思われる場合（ギ民訴三九四条）。

(2) 他の充分な証拠方法が存在する場合、当事者尋問は不適法である（ギ民訴四二五条一項参照）。

(3) 同じく他の充分な証拠方法が存在する場合（ギ民訴四二一条三項）および婚姻事件における場合（ギ民訴六〇〇条二項）、押付け宣誓は不適法である。

一六 証明責任の分配に関して、ギリシヤ民訴法三三八条は以下のような二つのルールを定めている。

(1) 各当事者は各自の申立て、または反対の申立てを理由付けるために必要な事実を証明しなければならない。

(2) 法律が事実の存在について推定を規定する場合には、他に定めがない限りそれと反対の証明が許される。

証明責任分配に関する第一のルール(1)の範囲では、一般的に次のことが承認されている。すなわち、法律関係の存在を援用する当事者は根拠規範の権利発生要件を構成する事実の証明責任を負うが、他方その相手方は反対規範の権利障害、消滅、減却要件を構成する事実の証明責任を負う。

以上のことから、証明責任分配に関するルールは主張責任の分配に関するルールと基本的に一致する、と結論付けることができる。次の例外が存在する。

(1) たとえば違約罰を課するという場合のように、根拠規定の要件が契約の不履行である場合（ドイツ民法三三九条、ギリシヤ民法四〇四条）。この場合、債権者は不履行についての主張責任を負い、他方、債務者は履行について証明責任を負う。

(2) たとえば製造者責任の場合のように、一応の証拠が存在する場合。

(3) たとえば裁判上の自白の撤回におけるように、証明責任の転換をする場合（ギ民訴三五四条参照）。

次のような場合も實際上同一の結果になる。すなわち、必要な価値判断、たとえば過失の存在が争われる場合、または被告が原告によって提出された事実を争わず、同時にしかし、事実が被告によって提出された付加的な事実によれば必要な価値判断を支持するのに適さないということが付け足された場合。それはつまり次のような場合である。被告が、赤信号でさらに進行したかもしれないと認めるが、路上の著しいオイルの汚れを理由として自己の過失を争うような場合である。この場合、厳格な法律上の意味において真の証明責任は、被告にも原告にもない。しかし、実務上の結論では、原告は、被告によって提出された新たな証拠が真実でないことを証明しなければ、原告に勝訴の見込みはない。

ギリシヤの判例は、適正な主観的証明責任分配に関しては

とくに厳格である。それに対して、ギリシャの裁判官は、客観的な証明責任分配のルールを使用することを拒んでいる。ギリシャの判例は、疑問のある場合、すなわち相手方によって提出された本証を揺さぶる程度がより僅かである場合、たとえば要証事実が六五%まで証明され、それに対し、相手方は三五%までしか反証することができなかった場合に、この当事者が勝訴しなければならないということを正当でないと拒否している。

一七 手続、とくに訴訟行為の形式に関する民訴法の規定に違反することは、行われた訴訟行為の無効をもたらす。この無効は、自動的には生じない。無効は、裁判所の裁量にしたがい法律違反を主張する当事者に無効の宣告によって回復できるような損害が生じる限り、裁判所によって言い渡される（ギ民訴一五九条）。

しかしすでに述べたように、平和裁判所および単独判事による第一審裁判所には自由な証明が存在するので、証拠調べとくに証人尋問における手続違反・形式違反は、些細なものとなる可能性がある。ここで行われる自由な証明の意味は、とくに、裁判所は法律上の要件に合致しない証拠方法も考慮する権限を有している（ギ民訴二七〇条一項、という点に存する）。

一八 新しいギリシャの民事訴訟法には、当事者尋問と同様に当事者聴問もある。

—ギリシャ民訴法二四五条一項によれば、裁判所は、また職権によっても質問を提出するため、または事件に関する説明を伝えるために、当事者またはその法定代理人に出頭を命じる権限を有している。

—ギリシャ民訴法三三九条によれば、当事者尋問は証拠方法であり、そしてギリシャ民訴法四一五条一項によれば、裁判所は、他の証拠方法によって説明できなかった事実または完全には証明できなかった事実に関して、一人または複数の当事者を尋問することができる。

一九 ギリシャの法秩序は、人証に対して信頼を置かない態度を取っており、契約の書面を有利に扱っている。そのことによって、ギリシャの法秩序は、あとから出される真実に反する証言を回避し、他方で契約の対象を容易に判るようにしかつ操作することを目的としている。それゆえに法律は、人証を契約の締結に関しては一二万ドラクマ（＝約八万円）を超えるものについて原則的に排除している（ギ民訴三九三条）。

書証の概念を規定していた昔の⁽⁴⁾一八三五年の民事訴訟法とは異なり、一九六八年以来通用しているギリシャ民事訴訟法

は、書証の概念を、学問上明白なものと推定している。

学説上、証拠方法の書面による記録は、決してその最初の性質を変更しないということが指摘されている。証拠方法は、その本来的な性質を維持するのであり、たとえば調書に記録された証言として、または書面による鑑定としての性質をもつ。

書証という概念の下に、現行の民事訴訟法は以下の五つの形態を規定する。

(1) 法律上、裁判官を拘束力するような証拠力を有する公文書（ギ民訴四三八―四四二条）。

(2) 法律上の拘束力が余りない証拠力をもった私文書（ギ民訴四四三―四四九条）。

(3) 商人またはその他の生業を営む者によって、商法またはその他の規定にしたがい作成された帳簿。ならびに法律の規定にしたがい弁護士、公証人、裁判所執行官、医師、薬剤師および助産婦により作成された帳簿で証書として効力を有するもの（ギ民訴四四四条一・二号、四四八条一項）。

(4) 写真、映画ならびにその他の機械的複製物および録音物で同様に証書として効力を有するもの（ギ民訴四四四条三号、四四八条二項）。それらは反対証拠の留保の下に、それらの中に挙げられた事実または物につき完全な証拠を構成する（ギ民訴四

四八条二項）。それは、争いのある場合にその真正が証明されるという条件の下に有効である。解釈によれば、その真正の証明を留保して、同様の証拠力がフアクシミリに認められる。

(5) 拘束的な証拠力のない文書、ならびにある見解によれば推定の証拠方法として理解されるべき文書。

二〇 検証は、現代ギリシャの裁判実務、少なくとも合議制裁判所の領域においては訴訟上の制度として用いられていない。ギリシャの合議制裁判所が検証を命じる非常に稀な場合においては、裁判所の負担加重のため、またはその他の理由により、検証の実施を検証の直接の印象を調書に記載する受命裁判官、もしくは受託裁判官に委ねることが認められている（ギ民訴三五九、三六〇条）。これによって、判決裁判所は、結果的に実際の影響を持つ、その事実に関する知識の源にもう一度ただ間接的にのみ、そしてまさに観念的にのみ近づくことができる。つまり、検証の結果は裁判所の自由な証拠評価に服するのであるが（ギ民訴三六六条）、その証拠評価は対応する調書中の記録によって公文書として拘束力のある証拠力を獲得する（ギ民訴四四〇条参照）。

二一 裁判所は、その見解によれば疑問がありその回答のために学問上または技術上の専門知識を必要とする場合には、一人または複数の鑑定人を任命することができる。裁判

所は、当事者のうちの一人がこれを申し立て、かつその見解によれば特別の学問上または技術上の専門知識を必要とする場合には、鑑定人を任命する義務を負う（ギ民訴三二八条）。

裁判所が鑑定証明を命じた場合には、当事者は、鑑定証明の実施および鑑定意見の評価に際して当事者を補助する技術上の助言者を任命する権限を与えられる。（ギ民訴三九一、三九二条）。

そのほかに、当事者は、私人に鑑定を依頼する権限も有している。この書面による鑑定は合法的に判決裁判所に提出され、そして自由な証拠評価の基礎とされる（ギ民訴三九〇条）。

二二 ギリシャの民事訴訟法には、他のヨーロッパ法制においては、はるか以前に廃止された証拠方法、すなわち宣誓が現在でも存在する。押付け宣誓（zugeschobenen Eid）と評価宣誓（Schätzungseid）がそれである。

(1) いずれの当事者（証明責任を負う当事者だけではない）も、自己の相手方に対し訴訟手続のどの状況の下においても事実について宣誓を強制することができる。その事実とは、宣誓当事者にとって可罰性のある行為または公序良俗に反する行為を意味しないものであり、そしてそれについて宣誓当事者の相手方の法律上の前任者（Rechtsvorgänger）もしくは相手方の代理人が直接に知りえた事実である。しかし、宣誓の押付

けが他の証拠方法の挙示と共になされるならば、その場合、押し付け宣誓は補助的に行われたと推定される。いずれにしても、裁判所は、その他の充分な証拠方法が提出されていない場合に限って、押付け宣誓を命じる（ギ民訴四二一条）。

裁判所が押付け宣誓の処置を行う場合、裁判所は当該事実、および宣誓の承諾もしくは押戻しの表明期日、そしてさらに押付け宣誓もしくは押戻し宣誓を行う場所ならびに時間を決定しなければならない（ギ民訴四二二条）。

定められた期日のうちに、相手方は、その宣誓を承諾するつもりか、または押し戻すつもりかを明らかにしなければならない。まず、第一の場合に、相手方はその宣誓を行わなければならない。そして第二の場合に、宣誓が押し戻された当事者は、選択の余地なく裁判所が決定した場所および時間においてその宣誓を行わなければならない（ギ民訴四二四条）。もちろん課せられた宣誓は、当事者によって個人的に実施される（ギ民訴四二九条一項）。

(2) ある請求権の存在が完全に証明された場合には、しかしその請求権の程度を他の証拠方法によって確認することは不可能なので、裁判所はその請求権の保持者に評価宣誓を課すことができる。裁判所は、この宣誓を行う者が超えてはならない限度を決定する。評価宣誓の押戻しは、許されていない

(ギ民訴四三一条)。

二三 ギリシャの民事訴訟法は、裁判上の自白を、自己の相手方の事実主張を容認するたんなる当事者の不作為ではなく、一つの証拠方法であると見ている。つまり、裁判上の自白は拘束的証拠力を持った証言として規定されている。

裁判所の自由な証拠評価に服する裁判外の自白とは反対に、裁判上の自白、すなわち判決裁判所においてまたは受託裁判官の面前で陳述された自白は、自白当事者に対して完全な証明の効力を持つ(ギ民訴三五二条)。このことは、自白当事者にとって不利になる自白証拠についてののみ妥当する(ギ民訴三五三条)。付け加えられた有利な事実上の主張は、それが相手方によって争われる場合には、自白当事者によって証明されなければならない。

自白は、自白当事者が真実に反するということを証明する場合にのみ、自白当事者によって撤回することができる(ギ民訴三五四条)。

二四 原則として、裁判所は、証拠方法を自由裁量によって評価し、自己の確信にしたがって主張の真実性について判断する。判決の中では、裁判官を確信に導いた根拠が挙げられなければならない(ギ民訴三四〇条)。

法律によって明示的に定められた以下のような場合、裁判

官は、例外的に証拠評価の際に法規に拘束される。

(1) 自白者に対して完全な証明となるような裁判上の自白の場合(ギ民訴三五二条一項)。

(2) 押付け宣誓または押戻し宣誓が行われた場合、ならびに、同様に反証を排除して完全な証明となる評価宣誓が行われた場合(ギ民訴四三〇条二項)。

(3) 公文書の場合。

(4) 私文書の場合。

(5) 法律によって、同様に私文書とみなされる(ギ民訴四四四条一、商人、弁護士、その他の業務上の帳簿の場合(ギ民訴三章二(c))。

(6) 争いある場合に、その真正が証明される限り、機械による再現の場合(ギ民訴四五七条四項)。

二五 判決言渡しのための合議は、秘密である(ギ民訴一三条一項)。しかし、裁判は公開主義の原則の下に行われるのであり(ギ憲九三条三項、ギ民訴三〇四条二項)、このことは実務では、裁判が法的利益を表明するどの人にも接近できるように運用される。

憲法上、すべての裁判所の判決は、一つ一つ詳細に理由付けがなされなければならない。少数意見は、必要な理由付けのうちの一つの構成要素であり、それゆえに少数意見もまた

裁判所判決の公開原則に服する（ギ憲九三条三項）。

二六 どの終局判決も控訴（⁷Appellation）という上訴によって不服を申し立てることができる。法律は、不服申立事由の制限をなんら規定していない。したがって、不服が申し立てられた判決のいずれの瑕疵も控訴事由として許される。そのうえさらに、判例は、敗訴当事者の自己の過失または不作爲、とくに時機に遅れた事実の主張等の治癒も、それが手続の遅延をもたらしえない限り、上訴理由として認める。

二七 ギリシャの民事訴訟法によれば、欠席判決に対する異議もまた上訴とみなされる。ギリシャ法上のさらに独自の方法は、いわゆる理由なき異議申立てである。それが適法に提起されると、裁判所は最初の公開の口頭弁論後に欠席判決をただちに取り消し、そして訴えについて改めて審理するよう義務付けられる。

二八 終局判決は、もはや上訴および異議によって争うことができない限りにおいて、既判力を有する（ギ民訴三二条）。既判力を有する判決は、しかし、再審および破棄再審という非常上訴によって争うことができる。

再審は、限定的に列挙された無効・回復事由が存在する場合に認められる（ギ民訴五四四条）。破棄は、実体法規範の適用に何らかの瑕疵がある場合、または限定的に列挙された訴訟

法規範の適用に瑕疵がある場合に認められる（ギ民訴五五九、五六〇条）。

二九 形成判決の形成効によって自己の権利または法的利益において侵害を受ける第三者は、この判決をいわゆる第三者異議によって争うことができ、勝訴原告の形成訴権を疑わしいものとすることができる（ギ民訴五八六条一項）。同様に、例外的に既判力そのものによって影響を受ける第三者も、勝訴当事者の悪意または前訴における両当事者の通謀を理由とする場合には、既判力ある判決を第三者異議によって争うことができる（ギ民訴五八六条二項）。

三〇 以上が、ギリシャ法による民事訴訟の構造を特徴づける主な点である。これらの特徴は長年にわたるおおよそ国際的な試行を顧みるものであるにもかかわらず、それは現代の要請を満足させるような状態にはないということを残念ながら述べなければならない。

現代は、裁判所の抗し難い負担によって特徴付けられる。現代の消費社会のとてつもない活況と、同時にしかしそれに内在する危険に根ざす世界的現象が問題なのである。

それゆえに再度の法律上の訴訟改革によって悪を根幹から直すことができると期待するのは理想郷である。

迅速、適正、かつ効率的な裁判の提供という目的は、我々

の世代の可能性を増すものである。我々が自分達にできることは、国際的な協働というレヴェルで経験を交換し、そして次の世代のための道を用意することだけである。このことを通じてのみ、我々はあとに続く世代に問題の良いい解決方法の発見を可能とすであろう。

- (1) Appellationsgericht Athen 224/1963 Nomikon Bema 11, 1148. *Beys*, Die unwirksame Prozeßhandlung, 1968 § 5 S. 212, そのほか *Ramnos*, Armenopoulos 25, 289.
- (2) 平和裁判所は、原則として三〇万ドラクマ、すなわち約二〇万円の訴額までの事物管轄を有する。
- (3) 単独判事による第一審裁判所は、原則として一〇〇万ドラクマ、すなわち約六八万円の訴額までの事物管轄を有する。
- (4) 証書とは、筆記または印刷による文章もしくは作成物である（一八三五年の民事訴訟法三八四条）。
- (5) *Beys*, ZPGB-Kommentar, II 2 vor 432 S. 1738.
- (6) *Beys*, Dike 23, 44 ff.
- (7) ドイッンの定義による控訴 (*Berufung*)。

〔あとがき〕 本稿は、一九九二年五月二一日、早稲田大学比較法研究所において、アテネ大学教授コスタス・ベイス氏 (Prof. Dr. Kostas Beys) が行った講演「ギリシャの民事訴訟」(原題名「Der Zivilprozeß im Griechenland」) の翻訳である。

翻訳担当 小田 敬美

早稲田大学大学院法学研究科研修生